

多可町水田営農継続支援金

肥料、燃油等の価格高騰が依然として続く中、次年産に向けて意欲的に農業を継続していただくため、農家の皆さんに支援金を交付します。

■対象者

- ・耕作農地を記載した令和5年度営農計画書を提出している農家。
- ・水稻（加工用米、新規需要米※を含む）を作付けした農家。

※新規需要米…飼料用米、米粉用米、稲発酵粗飼料用稲、新市場開拓用米

■交付額

- ・水稻耕作面積合計から自家消費相当10アールを控除した面積に対し、10アールあたり1,500円を交付します。

■申請方法

- ・対象となる農家に送付する申請書に必要事項を記入してください。
（押印省略可）
- ・以下の①または②の方法で3月31日までに申請してください。
 - ①返信用封筒で、申請書と通帳またはキャッシュカードのコピーを郵送
 - ②産業振興課へ申請書と通帳またはキャッシュカードを持参

■交付時期

- ・支払いの準備が出来次第、令和6年1月以降に申請のあった口座へ振込みします。

お問合せ先 多可町役場 産業振興課 (TEL)0795-32-2388